

株 主 各 位

大阪市中央区城見一丁目2番27号

株式会社プレサンスコーポレーション

代表取締役社長 山 岸 忍

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年6月23日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区城見二丁目2番22号
ホテルモントレ ラ・スール大阪 14F 「朗鳴館」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第18期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.pressance.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和政策の効果を背景として、企業収益や個人所得に改善がみられる等、ゆるやかな回復基調が続いております。しかしながら、消費増税による個人消費の低迷や円安による物価の上昇など、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当不動産業界におきましては、三大都市圏の公示地価が上昇に転じており、開発用地の取得費が上昇していること、東京オリンピック開催や震災復興に伴い、旺盛な建設需要が建築工事費を押し上げていること等、先行き不透明感が強まっておりますが、住宅ローン金利が低位で推移していることに加えて、住宅ローン減税政策等の住宅取得支援制度が継続して実施されていることから、都心部の新築分譲マンション契約率は堅調に推移いたしました。

このような状況におきまして、当社グループは、三大都市圏の都心部を中心とした事業エリアにて、顧客のニーズに合致した分譲マンションを適正価格で供給してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高65,641百万円（前期比26.8%増）、営業利益12,262百万円（同18.7%増）、経常利益12,065百万円（同17.5%増）、当期純利益7,758百万円（同23.4%増）となりました。

##### (不動産販売事業)

不動産販売事業におきましては、ファミリーマンション「プレサンスグランシリーズ」のプレサンスグラン京都東洞院（総戸数23戸）等の販売が順調に推移いたしました。その結果、ワンルームマンション売上高15,005百万円（955戸）、ファミリーマンション売上高41,180百万円（1,300戸）、一棟販売売上高3,475百万円（217戸）、その他住宅販売売上高210百万円（14戸）、その他不動産販売売上高2,983百万円（1戸）、不動産販売附帯

事業売上高205百万円となり、不動産販売事業の合計売上高は、63,060百万円（前期比26.3%増）、営業利益は11,929百万円（同18.9%増）となりました。

（その他）

その他の不動産賃貸事業等におきましては、自社保有の賃貸不動産が順調に稼働いたしました。その結果、受取家賃収入が増加したこと等から、売上高は、2,580百万円（前期比40.6%増）、営業利益は954百万円（同14.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において保有目的の変更により、仕掛販売用不動産2,898百万円を賃貸不動産に、賃貸不動産1,051百万円を販売用不動産に振替えております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 15 期<br>(平成24年 3 月期) | 第 16 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 17 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 18 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年 3 月期) |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 36,998,390             | 42,349,576             | 51,755,537             | 65,641,289                          |
| 経 常 利 益(千円)    | 7,464,616              | 9,329,596              | 10,264,385             | 12,065,133                          |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 4,096,520              | 5,351,190              | 6,286,300              | 7,758,305                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 272.39                 | 355.81                 | 413.75                 | 505.07                              |
| 総 資 産(千円)      | 52,762,012             | 62,208,923             | 76,614,114             | 101,549,228                         |
| 純 資 産(千円)      | 26,598,695             | 31,473,215             | 37,555,087             | 44,632,231                          |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,766.57               | 2,087.88               | 2,449.71               | 2,899.84                            |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 15 期<br>(平成24年 3 月期) | 第 16 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 17 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 18 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年 3 月期) |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 35,078,961             | 41,133,355             | 50,511,013             | 64,540,936                        |
| 経 常 利 益(千円)    | 6,824,788              | 8,467,861              | 8,930,224              | 10,684,403                        |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 3,744,702              | 4,869,463              | 5,481,459              | 6,881,484                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 248.99                 | 323.78                 | 360.78                 | 447.99                            |
| 総 資 産(千円)      | 51,094,157             | 59,923,257             | 73,257,280             | 97,176,115                        |
| 純 資 産(千円)      | 25,395,201             | 29,787,994             | 35,065,024             | 41,258,534                        |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,686.55               | 1,975.83               | 2,287.20               | 2,681.03                          |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容     |
|-------------------|-----------|----------|-------------------|
| 株式会社プレサンス住販       | 100,000千円 | 100.0%   | 不動産販売代理事業         |
| 株式会社プレサンスコミュニティ   | 50,000千円  | 100.0%   | マンション管理業・損害保険代理事業 |
| 株式会社プレサンスリアルタ     | 30,000千円  | 100.0%   | 中古マンション仲介・買取・販売事業 |
| 株 式 会 社 ト ラ イ ス ト | 80,000千円  | 93.1%    | 建設業               |
| 株式会社プレサンスギャランティ   | 50,000千円  | 100.0%   | 賃貸マンション家賃等債務保証業   |

(注) 1. 平成26年5月29日付で、当社の連結子会社である株式会社ルームプロは、商号を株式会社プレサンスリアルタに変更しております。

2. 平成26年4月11日に株式会社トラリストの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

3. 平成26年8月8日に、株式会社プレサンスギャランティを設立いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが属する不動産業界の経営環境は、住宅取得支援制度の継続的な実施等、住宅購買意欲を刺激する要因が存在することから、緩やかではあるものの回復基調にて推移すると考えております。

このような経営環境のなか、当社グループの対処すべき課題は、現在の健全な財務内容を維持していくことであります。

当社グループは、顧客のニーズに合致した立地、及び仕様を備えたマンションを適正な価格水準で提供すること、また、営業社員の指導・教育を充実することにより、販売力の更なる強化を図ってまいります。

その結果、未契約の完成在庫を最小限に抑え、必要利益を確保したうえで投下資金を迅速かつ確実に回収できることとなり、健全な財務内容を維持していくことができるものと考えております。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、主に関西エリア・東海エリア・関東エリア・沖縄エリアを事業基盤として不動産販売事業及びその他の事業を展開しております。

各事業の内容は次のとおりです。

① 不動産販売事業

マンションの企画開発及び販売を行っております。

② その他

マンションの賃貸管理事業（入居者の斡旋及び家賃の集金代行）、賃貸事業（当社所有マンションの賃貸）、建物管理事業（管理組合の会計事務等の受託）、損害保険代理事業、マンションの大規模修繕工事等の建設業、及び賃貸マンションの家賃等債務保証業（入居者の家賃等債務の連帯保証）を行っております。

(6) 主要な営業所（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

|      |   |         |
|------|---|---------|
| 本    | 社 | 大阪府大阪市  |
| 名古屋支 | 店 | 愛知県名古屋市 |
| 東京支  | 店 | 東京都中央区  |

② 子会社

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 株式会社プレサンス住販     | 大阪府大阪市 |
| 株式会社プレサンスコミュニティ | 大阪府大阪市 |
| 株式会社プレサンスリアルタ   | 大阪府大阪市 |
| 株式会社トライスト       | 大阪府大阪市 |
| 株式会社プレサンスギャランティ | 大阪府大阪市 |

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門    | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|------|-------------|
| 不動産販売事業 | 224名 | 44名増        |
| その他の事業  | 41名  | 10名増        |
| 全社（共通）  | 34名  | 5名増         |
| 合計      | 299名 | 59名増        |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 178名 | 29名増      | 29.9歳 | 3.9年   |

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行    | 7,138百万円 |
| 株式会社りそな銀行     | 6,808百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3,322百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 3,200百万円 |
| 株式会社関西アーバン銀行  | 2,010百万円 |
| 株式会社大正銀行      | 1,460百万円 |
| 株式会社池田泉州銀行    | 1,110百万円 |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年 3月31日現在）

① 発行可能株式総数 48,000,000株

② 発行済株式の総数 15,387,700株

③ 株主数 6,834名

### ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                            | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 パ シ フ ィ ッ ク                                              | 3,860千株 | 25.1%   |
| 山 岸 忍                                                            | 3,280千株 | 21.3%   |
| NOMURA PB NOMINEES TKI LIMITED                                   | 1,914千株 | 12.4%   |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREASY CLIENTS 613                | 668千株   | 4.3%    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信託銀行株式会社（信託口）                             | 425千株   | 2.8%    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス<br>信託銀行株式会社（信託口）                         | 331千株   | 2.2%    |
| C R E D I T S U I S S E A G<br>Z U R I C H F O R A I F F U N D S | 163千株   | 1.1%    |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                                      | 154千株   | 1.0%    |
| 株 式 会 社 オ ー ジ ー キ ャ ピ タ ル                                        | 138千株   | 0.9%    |
| BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT<br>A C C O U N T M P C S J A P A N    | 124千株   | 0.8%    |

（注）持株比率は、自己株式数（34株）を控除して算出しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

|                        |                                                                                                                                                    |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成23年6月23日                                                                                                                                         |
| 新株予約権の数                | 117個                                                                                                                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 11,700株<br>(新株予約権1個につき 100株)                                                                                                                  |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 110,300円<br>(1株当たり 1,103円)                                                                                                              |
| 保有者数                   | 取締役 2名                                                                                                                                             |
| 新株予約権を行使することができる期間     | 平成25年8月1日から<br>平成27年7月31日まで                                                                                                                        |
| 新株予約権の主な行使条件           | <ul style="list-style-type: none"><li>・新株予約権者は権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を有しているものとする。</li><li>・新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</li></ul> |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                         |
|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 山 岸 忍   | 株式会社プレサンスコミュニティ<br>代表取締役社長<br>株式会社プレサンスリアルタ<br>代表取締役社長<br>株式会社プレサンスギャランティ<br>代表取締役社長 |
| 専務取締役    | 土 井 豊   | 管理本部長                                                                                |
| 専務取締役    | 河 合 克 磨 | 営業本部長兼営業1部長                                                                          |
| 常務取締役    | 田 中 俊 英 | 名古屋支店長                                                                               |
| 取締役      | 阿 佐 長 彦 | 営業2部長                                                                                |
| 取締役      | 多治川 淳 一 | 開発事業部長                                                                               |
| 取締役      | 永 嶋 芳 典 | 東京支店長                                                                                |
| 取締役      | 中 上 昌 彦 | 管理本部副本部長                                                                             |
| 常勤監査役    | 中 林 策   |                                                                                      |
| 監査役      | 酒 谷 佳 弘 | ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役                                                        |
| 監査役      | 西 岡 慶 子 | 西岡労務管理事務所代表<br>有限会社アットブレーン取締役                                                        |

(注) 1. 平成27年4月1日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況に異動がありました。

#### 重要な兼職の異動

土井豊 株式会社トライスト代表取締役社長

2. 平成27年4月1日付で、次のとおり取締役の地位に異動がありました。（ ）内は変更前であります。

#### 地位の異動

田中俊英 専務取締役（常務取締役）

3. 監査役中林策氏、酒谷佳弘氏及び西岡慶子氏は、社外監査役であります。

4. 監査役酒谷佳弘氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、監査役中林策氏、酒谷佳弘氏及び西岡慶子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員      | 支給額                 |
|------------------|-----------|---------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(－) | 302,766千円<br>(－)    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 12,600<br>(12,600)  |
| 合 計              | 11<br>(3) | 315,366<br>(12,600) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成11年5月31日開催の第2期定時株主総会において月額50,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成11年5月31日開催の第2期定時株主総会において月額10,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度における取締役の役員退職慰労引当金の増加額27,666千円

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役酒谷佳弘氏はジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役西岡慶子氏は、西岡労務管理事務所の代表及び有限会社アットブレーンの取締役を兼務しております。なお、当社と両社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 中 林 策   | 当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                    |
| 監査役 酒 谷 佳 弘 | 当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。   |
| 監査役 西 岡 慶 子 | 当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席いたしました。社会保険労務士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

ハ．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回の改選期には適切な候補者が見つからなかったことから、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

なお、当社は「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するための定款変更、及び監査等委員である社外取締役3名選任を本総会の議案としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任、又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス規程を遵守し、内部統制委員会を開催し、内部通報制度を周知し、法令定款違反行為を未然に防止し、必要に応じて、外部の専門家等を起用し法令遵守の研修を行い、取締役が率先して行動する。
- ロ. 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、相互牽制の効いたガバナンス体制とする。
- ハ. 監査基準及び監査計画に基づき、監査役は、取締役の職務執行状況を監査する。
- ニ. 特に、反社会的勢力との関係については、取締役自らが「襟を糾し」、反社会的勢力を排除する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 文書等の作成、保存、管理等に関する基本的事項を文書管理規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。
- ロ. 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書は、適時適正に作成するとともに、保管場所を明示し、常時閲覧可能とし、取締役の職務の執行の証跡とする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理規程を遵守し、当社の経営に重大な影響を与えると予見されるリスクを全社のリスクとして要因別（内部要因・外部要因）に捉え対応策を設定するとともに、業務執行プロセスにおけるリスクを各部署にて認識・把握し、これらリスクの回避策を作成する。
- ロ. 特に、不測の危機が発生した場合には、リスク管理規程に則して、社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の業務執行状況の効率性の監督等を行う。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を遵守し、それぞれの責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細について定め、常時閲覧可能とし、業務執行を行う。
- ハ. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、全社的な目標を設定し実行することとし、状況により目標の修正等に対処できることとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス規程を遵守し、内部通報体制を周知の上、社員の法令違反の通報等が非公式の経路で行える体制とする。
- ロ. 加えて、必要に応じては、外部の専門家等を起用し、法令定款違反行為を相談する等、社内で未然に防止する体制とする。
- ハ. 特に、反社会的勢力との対応は、情報の収集に注力し、疑わしい情報があれば、監査役又は担当取締役へ報告する体制とする。
- ニ. 内部監査課が定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。
- ホ. 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは、担当取締役へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

⑥ 当社並びに関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 関係会社管理を管理本部が担当し、関係会社管理規程に基づき情報を共有化し、前記①～⑤の内部統制システムの整備について指導を行う。
- ロ. 関係会社に対しては、取締役及び監査役が役員を兼務しており、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業務の適正化を図る。
- ハ. 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととする。

ニ．内部監査課は、必要に応じ関係会社の監査を実施する。

ホ．監査役は、その職務を行うため必要があるときは、関係会社の調査を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役職務の重要性に鑑み、補助使用人設置の可否及びその人員について決議することとする。

⑧ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮することとする。

ロ．補助使用人の評価は監査役が行い、当該人員の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役と協議の上取締役会が決定するものとし、取締役からの独立を確保するものとする。

⑨ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

ロ．常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な契約書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができることとする。

ハ．監査役は、当社の会計監査人より会計監査内容について説明を受けると共に、情報交換を適宜行うなど連携を図っていくこととする。

ニ．実効性確保のための内部監査課との連携についても、日ごろより助言等を行い、監査の効率性を高めることとする。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |             | 負 債 の 部         |             |
|---------------|-------------|-----------------|-------------|
| 流 動 資 産       | 94,070,261  | 流 動 負 債         | 28,647,745  |
| 現 金 及 び 預 金   | 20,942,199  | 支払手形及び買掛金       | 11,365,424  |
| 売 掛 金         | 33,801      | 短 期 借 入 金       | 3,880,000   |
| 販 売 用 不 動 産   | 2,602,216   | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,835,600   |
| 仕掛販売用不動産      | 68,854,596  | 未 払 法 人 税 等     | 2,488,938   |
| 原材料及び貯蔵品      | 94,357      | 前 受 金           | 7,030,010   |
| 繰延税金資産        | 349,798     | 賞 与 引 当 金       | 80,680      |
| そ の 他         | 1,193,291   | そ の 他           | 1,967,093   |
| 固 定 資 産       | 7,478,966   | 固 定 負 債         | 28,269,251  |
| 有 形 固 定 資 産   | 6,810,624   | 長 期 借 入 金       | 27,831,650  |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 72,011      | 役員退職慰労引当金       | 437,601     |
| 賃 貸 不 動 産     | 6,602,472   | 負 債 合 計         | 56,916,997  |
| 土 地           | 93,824      | 純 資 産 の 部       |             |
| 建 設 仮 勘 定     | 9,826       | 株 主 資 本         | 44,609,429  |
| そ の 他         | 32,490      | 資 本 金           | 1,462,175   |
| 無 形 固 定 資 産   | 25,199      | 資 本 剰 余 金       | 1,392,175   |
| 投資その他の資産      | 643,143     | 利 益 剰 余 金       | 41,755,195  |
| 投 資 有 価 証 券   | 80,644      | 自 己 株 式         | △115        |
| 長 期 貸 付 金     | 37,581      | その他の包括利益累計額     | 12,267      |
| 繰延税金資産        | 203,302     | その他有価証券評価差額金    | 12,267      |
| そ の 他         | 321,614     | 新 株 予 約 権       | 3,720       |
| 資 産 合 計       | 101,549,228 | 少 数 株 主 持 分     | 6,812       |
|               |             | 純 資 産 合 計       | 44,632,231  |
|               |             | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 101,549,228 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額       |            |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                       |           | 65,641,289 |
| 売 上 原 価                     |           | 45,903,976 |
| 売 上 総 利 益                   |           | 19,737,312 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |           | 7,475,081  |
| 営 業 利 益                     |           | 12,262,231 |
| 営 業 外 収 益                   |           |            |
| 受 取 利 息                     | 4,108     |            |
| 受 取 配 当 金                   | 1,066     |            |
| 違 約 金 収 入                   | 61,858    |            |
| 仕 入 割 引                     | 21,029    |            |
| そ の 他                       | 42,537    | 130,599    |
| 営 業 外 費 用                   |           |            |
| 支 払 利 息                     | 290,495   |            |
| 支 払 手 数 料                   | 37,201    | 327,697    |
| 経 常 利 益                     |           | 12,065,133 |
| 特 別 利 益                     |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 905       |            |
| 負 の の れ ん 発 生 益             | 3,225     | 4,131      |
| 特 別 損 失                     |           |            |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 304       | 304        |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |           | 12,068,960 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 4,290,575 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 19,105    | 4,309,680  |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |           | 7,759,279  |
| 少 数 株 主 利 益                 |           | 974        |
| 当 期 純 利 益                   |           | 7,758,305  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                    | 株 主 資 本   |           |            |         |            |
|------------------------------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|
|                                    | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 平成26年4月1日 残高                       | 1,418,558 | 1,348,558 | 34,763,020 | —       | 37,530,136 |
| 連結会計年度中の変動額                        |           |           |            |         |            |
| 新 株 の 発 行                          | 43,617    | 43,617    |            |         | 87,234     |
| 剰 余 金 の 配 当                        |           |           | △766,130   |         | △766,130   |
| 当 期 純 利 益                          |           |           | 7,758,305  |         | 7,758,305  |
| 自 己 株 式 の 取 得                      |           |           |            | △115    | △115       |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額<br>(純 額) |           |           |            |         |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                      | 43,617    | 43,617    | 6,992,175  | △115    | 7,079,293  |
| 平成27年3月31日 残高                      | 1,462,175 | 1,392,175 | 41,755,195 | △115    | 44,609,429 |

|                                    | その他の包括利益累計額      |                   | 新株予約権   | 少数株主持分 | 純 資 産 合 計  |
|------------------------------------|------------------|-------------------|---------|--------|------------|
|                                    | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括<br>利益累計額合計 |         |        |            |
| 平成26年4月1日 残高                       | 5,801            | 5,801             | 19,149  | —      | 37,555,087 |
| 連結会計年度中の変動額                        |                  |                   |         |        |            |
| 新 株 の 発 行                          |                  |                   |         |        | 87,234     |
| 剰 余 金 の 配 当                        |                  |                   |         |        | △766,130   |
| 当 期 純 利 益                          |                  |                   |         |        | 7,758,305  |
| 自 己 株 式 の 取 得                      |                  |                   |         |        | △115       |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額<br>(純 額) | 6,466            | 6,466             | △15,428 | 6,812  | △2,149     |
| 連結会計年度中の変動額合計                      | 6,466            | 6,466             | △15,428 | 6,812  | 7,077,143  |
| 平成27年3月31日 残高                      | 12,267           | 12,267            | 3,720   | 6,812  | 44,632,231 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5 社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社プレサンス住販  
株式会社プレサンスコミュニティ  
株式会社プレサンスリアルタ  
株式会社トライスト  
株式会社プレサンスギャランティ

株式会社トライストは、当連結会計年度において同社株式を新規取得したため、連結の範囲に含めております。

また、株式会社プレサンスギャランティは、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

株式会社ルームプロは、平成26年5月29日付で株式会社プレサンスリアルタへ商号変更しております。

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産

- ・販売用不動産及び仕掛販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物及び賃貸不動産 定額法  
（建物附属設備を除く）

- ・上記以外 定率法

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ロ. 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社の株式会社ブレサンス住販は、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更にに関する注記

### （連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は7,000千円であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務

|              |          |              |
|--------------|----------|--------------|
| ① 担保に供している資産 | 販売用不動産   | 1,051,247千円  |
|              | 仕掛販売用不動産 | 31,754,326千円 |
|              | 賃貸不動産    | 5,908,407千円  |
|              | 合計       | 38,713,982千円 |

### ② 担保資産に対応する債務

|               |              |
|---------------|--------------|
| 短期借入金         | 3,880,000千円  |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,835,600千円  |
| 長期借入金         | 27,831,650千円 |
| 合計            | 33,547,250千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

435,953千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 15,322,600株   | 65,100株      | 一株           | 15,387,700株  |

(注) 普通株式の発行済株式数の増加65,100株は、新株予約権の行使による増加であります。

##### (2) 自己株式の種類及び数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 一株            | 34株          | 一株           | 34株          |

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取による増加であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

| 決 議                  | 株式の種類   | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日          | 効 力 発 生 日      |
|----------------------|---------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成26年6月24日<br>定時株主総会 | 普 通 株 式 | 766,130        | 50              | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月25日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定              | 株式の種類   | 配当金の総額<br>(千円) | 配 当 の<br>原 資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日          | 効 力 発 生 日      |
|----------------------|---------|----------------|--------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成27年6月23日<br>定時株主総会 | 普 通 株 式 | 769,383        | 利 益<br>剰 余 金 | 50              | 平成27年<br>3月31日 | 平成27年<br>6月24日 |

##### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 15,700株

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については基本的に安全性と流動性を考慮して、預貯金等で運用し、また、資金調達については、主に開発用地の取得費用を、銀行借入による間接金融にて調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する金融資産は、主として現金及び預金、売掛金、投資有価証券及び長期貸付金であります。売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますので、与信管理規程及び販売管理規程に基づき、定期的にモニタリングしております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式であります。長期貸付金は、従業員に対する貸付であり、信用リスクに晒されておりますが、従業員貸付金規程に基づき、適切に管理しております。

当社グループが保有する金融負債は、主として支払手形及び買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等及び長期借入金であります。支払手形及び買掛金、及び未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、主として開発用地の取得に係る事業資金であり、返済期間は概ね3年以内であります。借入金は、全て変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                 | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|-----------------|--------------------|-------------|-------------|
| ① 現金及び預金        | 20,942,199         | 20,942,199  | —           |
| ② 売掛金           | 33,801             | 33,801      | —           |
| ③ 投資有価証券        | 30,603             | 30,603      | —           |
| ④ 長期貸付金         | 37,581             | 37,905      | 323         |
| 資 産 計           | 21,044,186         | 21,044,509  | 323         |
| ① 支払手形及び買掛金     | 11,365,424         | 11,365,424  | —           |
| ② 短期借入金         | 3,880,000          | 3,880,000   | —           |
| ③ 1年内返済予定の長期借入金 | 1,835,600          | 1,835,600   | —           |
| ④ 未払法人税等        | 2,488,938          | 2,488,938   | —           |
| ⑤ 長期借入金         | 27,831,650         | 27,831,650  | —           |
| 負 債 計           | 47,401,612         | 47,401,612  | —           |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

# 資 産

## ① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ③ 投資有価証券

これらはすべて株式であるため、時価については取引所の価格によっております。これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

|                            | 種類 | 取 得 原 価<br>(千円) | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|----------------------------|----|-----------------|--------------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式 | 12,504          | 30,603             | 18,099      |
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式 | —               | —                  | —           |
| 合 計                        |    | 12,504          | 30,603             | 18,099      |

## ④ 長期貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

# 負 債

## ① 支払手形及び買掛金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## ② 短期借入金、③ 1年内返済予定の長期借入金、⑤ 長期借入金

短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額50,041千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当社グループは、満期のある有価証券を所有しておりません。

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|-----------------|------------------|
| 預金    | 20,936,068   | —               | —                |
| 売掛金   | 33,801       | —               | —                |
| 長期貸付金 | 20,640       | 16,941          | —                |
| 合 計   | 20,990,509   | 16,941          | —                |

#### 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

|                    | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|--------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 1年以内返済予定の<br>長期借入金 | 1,835,600    | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 長期借入金              | —            | 17,836,100          | 8,046,950           | 951,600             | 997,000             | —           |
| 合 計                | 1,835,600    | 17,836,100          | 8,046,950           | 951,600             | 997,000             | —           |

#### 6. 賃貸等不動産に関する注記

##### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、主に東京都、大阪府、愛知県及び京都府で賃貸マンション等の賃貸不動産を所有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は283,425千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

##### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(千円)

| 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 |            |            | 当連結会計年度末<br>の時価 |
|---------------------|------------|------------|-----------------|
| 当連結会計年度期首残高         | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |                 |
| 4,959,763           | 1,642,708  | 6,602,472  | 6,329,053       |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、仕掛販売用不動産からの振替2,898,842千円であり、主な減少額は、販売用不動産への振替1,051,247千円であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,899円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 505円07銭   |

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部                 |            |
|-----------------|------------|-------------------------|------------|
| 流 動 資 産         | 89,633,735 | 流 動 負 債                 | 27,762,443 |
| 現 金 及 び 預 金     | 18,101,844 | 支 払 手 形                 | 11,339,152 |
| 販 売 用 不 動 産     | 2,574,952  | 買 掛 金                   | 26,185     |
| 仕 掛 販 売 用 不 動 産 | 67,175,066 | 短 期 借 入 金               | 3,880,000  |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 18,424     | 1年内返済予定の長期借入金           | 1,835,600  |
| 前 渡 金           | 150,000    | 未 払 金                   | 323,294    |
| 前 払 費 用         | 437,069    | 未 払 費 用                 | 21,458     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 315,300    | 未 払 法 人 税 等             | 2,211,179  |
| そ の 他           | 861,078    | 未 払 消 費 税 等             | 341,722    |
| 固 定 資 産         | 7,542,379  | 前 受 金                   | 7,030,010  |
| 有 形 固 定 資 産     | 6,793,319  | 預 り 金                   | 662,470    |
| 建 物             | 71,977     | 賞 与 引 当 金               | 57,540     |
| 構 築 物           | 1,195      | そ の 他                   | 33,828     |
| 車 両 運 搬 具       | 7,579      | 固 定 負 債                 | 28,155,136 |
| 工具、器具及び備品       | 16,269     | 長 期 借 入 金               | 27,831,650 |
| 賃 貸 不 動 産       | 6,602,472  | 役員退職慰労引当金               | 323,486    |
| 土 地             | 93,824     | 負 債 合 計                 | 55,917,580 |
| 無 形 固 定 資 産     | 18,476     | 純 資 産 の 部               |            |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 17,833     | 株 主 資 本                 | 41,242,546 |
| 電 話 加 入 権       | 642        | 資 本 金                   | 1,462,175  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 730,583    | 資 本 剰 余 金               | 1,392,175  |
| 投 資 有 価 証 券     | 80,644     | 資 本 準 備 金               | 1,392,175  |
| 関 係 会 社 株 式     | 234,744    | 利 益 剰 余 金               | 38,388,311 |
| 従業員に対する長期貸付金    | 37,581     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 38,388,311 |
| 長 期 前 払 費 用     | 20,894     | 別 途 積 立 金               | 3,000,000  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 162,458    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 35,388,311 |
| そ の 他           | 194,259    | 自 己 株 式                 | △115       |
| 資 産 合 計         | 97,176,115 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 12,267     |
|                 |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 12,267     |
|                 |            | 新 株 予 約 権               | 3,720      |
|                 |            | 純 資 産 合 計               | 41,258,534 |
|                 |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 97,176,115 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |            |
|-------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                   |           | 64,540,936 |
| 売 上 原 価                 |           | 45,432,887 |
| 売 上 総 利 益               |           | 19,108,049 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |           | 8,184,990  |
| 営 業 利 益                 |           | 10,923,058 |
| 営 業 外 収 益               |           |            |
| 受 取 利 息                 | 3,492     |            |
| 受 取 配 当 金               | 1,066     |            |
| 違 約 金 収 入               | 34,514    |            |
| 仕 入 割 引                 | 21,029    |            |
| そ の 他                   | 28,940    | 89,041     |
| 営 業 外 費 用               |           |            |
| 支 払 利 息                 | 290,495   |            |
| 支 払 手 数 料               | 37,201    | 327,697    |
| 経 常 利 益                 |           | 10,684,403 |
| 特 別 損 失                 |           |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 8         | 8          |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |           | 10,684,394 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,784,339 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 18,570    | 3,802,910  |
| 当 期 純 利 益               |           | 6,881,484  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |               |                          |               |               |
|-------------------------|-----------|-----------|---------------|--------------------------|---------------|---------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金                |               |               |
|                         |           | 資本準備金     | 資 本 剰 余 金 計 合 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>別途積立金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 合 |
| 平成26年4月1日 残高            | 1,418,558 | 1,348,558 | 1,348,558     | 3,000,000                | 29,272,957    | 32,272,957    |
| 事業年度中の変動額               |           |           |               |                          |               |               |
| 新株の発行                   | 43,617    | 43,617    | 43,617        |                          |               |               |
| 剰余金の配当                  |           |           |               |                          | △766,130      | △766,130      |
| 当期純利益                   |           |           |               |                          | 6,881,484     | 6,881,484     |
| 自己株式の取得                 |           |           |               |                          |               |               |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |               |                          |               |               |
| 事業年度中の変動額合計             | 43,617    | 43,617    | 43,617        | —                        | 6,115,354     | 6,115,354     |
| 平成27年3月31日 残高           | 1,462,175 | 1,392,175 | 1,392,175     | 3,000,000                | 35,388,311    | 38,388,311    |

|                         | 株 主 資 本 |             | 評価・換算差額等              |                     | 新株予約権   | 純 資 産 計 合  |
|-------------------------|---------|-------------|-----------------------|---------------------|---------|------------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |         |            |
| 平成26年4月1日 残高            | —       | 35,040,073  | 5,801                 | 5,801               | 19,149  | 35,065,024 |
| 事業年度中の変動額               |         |             |                       |                     |         |            |
| 新株の発行                   |         | 87,234      |                       |                     |         | 87,234     |
| 剰余金の配当                  |         | △766,130    |                       |                     |         | △766,130   |
| 当期純利益                   |         | 6,881,484   |                       |                     |         | 6,881,484  |
| 自己株式の取得                 | △115    | △115        |                       |                     |         | △115       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |             | 6,466                 | 6,466               | △15,428 | △8,962     |
| 事業年度中の変動額合計             | △115    | 6,202,472   | 6,466                 | 6,466               | △15,428 | 6,193,510  |
| 平成27年3月31日 残高           | △115    | 41,242,546  | 12,267                | 12,267              | 3,720   | 41,258,534 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                    |                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------|
| ① 子会社株式            | 移動平均法による原価法                                               |
| ② その他有価証券          |                                                           |
| ・ 時価のあるもの          | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの          | 移動平均法による原価法                                               |
| ③ たな卸資産            |                                                           |
| ・ 販売用不動産及び仕掛販売用不動産 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                |
| ・ 原材料及び貯蔵品         | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |                                                |
|------------------------|------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く）     |                                                |
| ・ 建物及び賃貸不動産（建物附属設備を除く） | 定額法                                            |
| ・ 上記以外                 | 定率法                                            |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く）     | 定額法                                            |
|                        | なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |

#### (3) 引当金の計上基準

- |             |                                         |
|-------------|-----------------------------------------|
| ① 賞与引当金     | 従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。      |
| ② 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

- |           |                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。 |
|-----------|------------------------------------------------------------------|

### 2. 表示方法の変更に関する注記

#### （損益計算書）

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「支払手数料」は7,000千円であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務

|                    |               |              |
|--------------------|---------------|--------------|
| ① 担保に供している資産       | 販売用不動産        | 1,051,247千円  |
|                    | 仕掛販売用不動産      | 31,754,326千円 |
|                    | 賃貸不動産         | 5,098,407千円  |
|                    | 合計            | 38,713,982千円 |
| ② 担保資産に対応する債務      | 短期借入金         | 3,880,000千円  |
|                    | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,835,600千円  |
|                    | 長期借入金         | 27,831,650千円 |
|                    | 合計            | 33,547,250千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 |               | 411,524千円    |
| (3) 関係会社に対する金銭債権債務 |               |              |
| 短期金銭債権             |               | 607千円        |
| 短期金銭債務             |               | 48,991千円     |

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|             |             |
|-------------|-------------|
| ① 販売手数料     | 2,959,909千円 |
| ② その他の営業取引高 | 879千円       |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 一株          | 34株        | 一株         | 34株        |

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取による増加であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| たな卸資産評価損     | 125,416千円 |
| 未払事業税        | 155,832千円 |
| 賞与引当金        | 18,999千円  |
| 役員退職慰労引当金    | 104,227千円 |
| 会員権評価損       | 4,414千円   |
| 繰延消費税等       | 48,093千円  |
| その他          | 26,607千円  |
| 繰延税金資産合計     | 483,591千円 |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | △5,831千円  |
| 繰延税金負債合計     | △5,831千円  |
| 繰延税金資産の純額    | 477,759千円 |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は41,532千円減少し、法人税等調整額が42,142千円、その他有価証券評価差額金が609千円、それぞれ増加しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,681円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 447円99銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月15日

株式会社プレサンスコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 佳 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プレサンスコーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレサンスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月15日

株式会社プレサンスコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 佳 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プレサンスコーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査実施要領及び監査の分担等の監査計画に従い、取締役、内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、名古屋支店及び東京支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役が行ったその構築・運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社プレサンスコーポレーション 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 中 林 策 ㊞

監 査 役（社外監査役） 酒 谷 佳 弘 ㊞

監 査 役（社外監査役） 西 岡 慶 子 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開のための内部留保とのバランスを考慮の上、年1回の安定した期末配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

#### 期末配当に関する事項

第18期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、769,383千円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月24日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法（以下「改正会社法」といいます）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を図ることを目的とし、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除することができる旨、並びに改正会社法の施行を踏まえ、業務執行の監督を行うのに相応しい人材を確保し、その役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第23条（取締役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第23条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- ③ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

| 現 行 定 款                                            | 変 更 案                                                   |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (機関の設置)                                            | (機関の設置)                                                 |
| 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役</u> 、 <u>監査役会</u> 及び会計監査人を置く。 | 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> 及び会計監査人を置く。                 |
| 第4章 取締役及び取締役会                                      | 第4章 取締役及び取締役会並びに <u>監査等委員会</u>                          |
| (員数)                                               | (員数)                                                    |
| 第17条 当社に取締役 <u>10</u> 名以内を置く。                      | 第17条 当社に取締役(監査等委員であるものを除く。) <u>15</u> 名以内を置く。           |
| (新設)                                               | <u>2</u> <u>当社に監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。) 5名以内を置く。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p>                                                    | <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、<u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別し、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p>                                                                                                         |
| <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 補欠又は増員のため選任された<u>取締役</u>の任期は、<u>現任取締役</u>の残任期間とする。</p> | <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> 補欠のため選任された<u>監査等委員</u>の任期は、<u>退任した監査等委員</u>の残任期間とする。</p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>                                                                                      | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>                                                                                                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、</u>取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>法令又は本定款のほか、</u>取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p data-bbox="575 179 799 202">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="564 217 986 459"><u>第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="609 474 986 777">2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| (新設)    | <p data-bbox="575 828 743 851">(監査等委員会)</p> <p data-bbox="564 866 986 1032"><u>第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="609 1047 986 1214">2 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>                                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第22条 当会社に監査役 5 名以内を置く。</u></p> <p><u>(選任)</u></p> <p><u>第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第24条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第25条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                   | 変 更 案                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (監査役会)                                                                    | (削除)                                                                               |
| 第26条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>      |                                                                                    |
| 2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u>                         |                                                                                    |
| 第6章 計算<br>(事業年度)                                                          | 第5章 計算<br>(事業年度)                                                                   |
| 第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。                                      | 第25条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。                                               |
| (剰余金の配当)                                                                  | (剰余金の配当等)                                                                          |
| 第28条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u>    | 第26条 <u>当会社は、取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u>                         |
| 2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u> | 2 <u>剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、これを行うことができる。</u> |
| (配当金の除斥期間)                                                                | (配当金の除斥期間)                                                                         |
| 第29条 (条文省略)                                                               | 第27条 (現行どおり)                                                                       |

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                       | 所有する当社の株数  |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | やま ぎし<br>山 岸 (昭和38年1月2日生)           | 平成9年10月 当社代表取締役社長<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ブレサンスコミュニティ<br>代表取締役社長<br>株式会社ブレサンスリアルタ<br>代表取締役社長<br>株式会社ブレサンスギャランティ<br>代表取締役社長     | 3,323,100株 |
| 2         | ど 井<br>土 井 (昭和43年11月8日生)            | 平成11年4月 当社入社<br>平成12年5月 取締役管理部長<br>平成13年4月 常務取締役管理部長<br>平成15年4月 専務取締役（現任）管理部長<br>平成24年6月 管理本部長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社トライト代表取締役社長 | 67,900株    |
| 3         | かわ い かづ ま<br>河 合 克 磨 (昭和48年7月24日生)  | 平成10年3月 当社入社<br>平成16年3月 取締役営業1部長<br>平成21年6月 常務取締役営業1部長<br>平成26年4月 専務取締役営業本部長兼営業1部長（現任）                                              | 13,600株    |
| 4         | た なか とし ひで<br>田 中 俊 英 (昭和45年3月23日生) | 平成10年9月 当社入社<br>平成14年5月 取締役営業部長<br>平成15年4月 常務取締役営業本部長<br>平成17年7月 名古屋支店長<br>平成27年4月 専務取締役名古屋支店長<br>(現任)                              | 14,900株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5         | あ 佐 長 ひこ<br>阿 佐 長 彦<br>(昭和41年7月8日生)         | 平成11年6月 当社入社<br>平成19年4月 営業2部長代理<br>平成22年4月 営業2部長<br>平成22年6月 取締役営業2部長<br>平成25年6月 常務取締役営業2部長<br>平成26年7月 取締役営業2部長 (現任) | 400株       |
| 6         | た じ かわ じゅん いち<br>多 治 川 淳 一<br>(昭和44年7月10日生) | 平成12年7月 当社入社<br>平成16年4月 事業部長代理<br>平成21年6月 取締役 (現任) 事業部長<br>平成26年2月 開発事業部長 (現任)                                      | 8,000株     |
| 7         | なが しま よし のり<br>永 嶋 芳 典<br>(昭和36年2月19日生)     | 平成20年10月 当社入社<br>平成20年10月 東京支店長<br>平成22年6月 取締役東京支店長 (現任)                                                            | 1,400株     |
| 8         | なか がみ まさ ひこ<br>中 上 昌 彦<br>(昭和34年6月10日生)     | 平成16年3月 当社入社<br>平成19年10月 管理部長代理<br>平成20年10月 管理部部長<br>平成24年6月 取締役管理本部副本部長<br>(現任)                                    | 3,200株     |
| 9         | ※ ひら の けん いち<br>平 野 賢 一<br>(昭和44年11月3日生)    | 平成24年6月 当社入社<br>平成26年4月 名古屋支店開発事業部長代理<br>平成27年4月 名古屋支店副支店長兼名古屋支店開発事業部長 (現任)                                         | 一株         |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者が所有する当社の株式数には、持株会における持分を含んでおります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | さか たに よし ひろ<br>酒 谷 佳 弘<br>(昭和32年3月11日生) | 昭和54年10月 日新監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社<br>平成10年8月 センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員<br>平成16年6月 同監査法人 代表社員退任<br>平成16年7月 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任）<br>平成16年7月 当社監査役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 代表取締役 | 1,600株     |
| 2     | にし おか けい こ<br>西 岡 慶 子<br>(昭和34年4月3日生)   | 平成11年3月 西岡労務管理事務所開設代表（現任）<br>平成17年6月 当社監査役（現任）<br>平成18年4月 有限会社アットブレーション設立 取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>西岡労務管理事務所 代表<br>有限会社アットブレーション 取締役                                                                                 | 1,600株     |
| 3     | なか ばやし はかる<br>中 林 策<br>(昭和24年11月23日生)   | 昭和49年4月 中央信託銀行（現三井住友信託銀行株式会社）入社<br>平成13年10月 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）入社<br>平成25年6月 当社常勤監査役（現任）                                                                                                                         | 100株       |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 酒谷佳弘氏、西岡慶子氏及び中林策氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 酒谷佳弘氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士としての業務経験を有しており、企業財務に関する知見を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。
4. 西岡慶子氏を社外取締役候補者とした理由は、社会保険労務士としての業務経験を有しており、労働関連法令に関する知見を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。
5. 中林策氏を社外取締役候補者とした理由は、信託銀行及び証券取引所の業務にて培った専門知識と豊富な経験を、当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 酒谷佳弘氏、西岡慶子氏及び中林策氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、各氏との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
7. 各候補者が所有する当社の株式数には、持株会における持分を含んでおります。

**第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成11年5月31日開催の第2期定時株主総会において月額50,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額600百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は9名となります。

**第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額120百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

## 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役（第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名の選任の件」が原案通り承認可決され、監査等委員会設置会社へ移行した場合には、監査等委員である取締役を除く。以下同様）及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものでございます。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。

当社の取締役の報酬額は、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、年額600百万円以内となりますが、これとは別枠にて取締役8名以内の者に対して報酬枠として年額30百万円以内において新株予約権を付与することについても、併せて承認を求めるものであります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

### 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

### 3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

### 4. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式443,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

4,430個を上限とする。なお、このうち当社取締役が付与する新株予約権は400個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。））上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価格を調整することができる。

(4) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。
- ③ その他権利行使の条件は、平成27年6月23日開催の当社第18期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

(12) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法および新株予約権の公正な評価額の算定基準

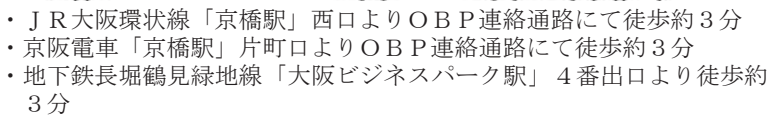
- ① 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権 1 個当たりの公正な評価額に、新株予約権の割当日に存在する当社の取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。
  - ② 新株予約権 1 個当たりの公正な評価額は、割当日における諸条件をもとに「ブラック・ショールズ・モデル」を用いて算定する。
- (13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い  
新株予約権証券は発行しない。

以 上

メ モ

[illegible]

会場：大阪市中央区城見二丁目2番22号  
ホテルモントレ ラ・スール大阪 14F 「朗鳴館」  
TEL 06-6944-7111



駐車場のスペースに限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮願います。